

# 感染性廃棄物収集運搬及び処分業務委託 仕様書

## 1 概要

当業務は、山梨県立中央病院（以下「病院」という。）より排出される感染性廃棄物について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」ほか廃棄物及び環境保全に関する国または地方自治体の定める法律、条例、マニュアル等（以下「関係法令等」という。）に従い収集し、中間処理施設まで適正に運搬を行う業務であり、また、中間処理施設において感染性廃棄物の処分及び最終処分を行う業務である。

## 2 排出場所

病院内 感染性廃棄物保管庫

山梨県甲府市富士見一丁目1番1号

## 3 実施要領

### (1) 履行期間

令和6年10月1日から令和9年9月30日まで

### (2) 感染性廃棄物の種類・性状・荷姿及び予定数量

感染性廃棄物の種類	性 状	荷 姿	3年間の予定数量
1. 血液等	固形状	プラスチック容器 20L ; 327*315*299	プラスチック容器
2. 病原微生物に関連した 試験、検査等に用いられたもの	液状又は泥状	45L ; 475*330*360 70L ; 560*420*416	20L 72,000個 45L 10,500個
3. その他 血液等が付着したもの	銳利なもの	色ホワイト ダンボール容器 外寸 510*510*510	70L 750個 ダンボール容器 125L 117,000個
4. 汚染物若しくはこれら 又はそれらの おそれのあるもので1～3に該当しないもの			排出重量 1,317,738.78kg

### (3) 履行内容

- ア 請負者は請負者の責により、関係法令等の定めに基づき適正に行わなければならない。
- イ 収集運搬業務は、病院から排出される上記の感染性廃棄物を収集し、中間処理施設まで適正に運搬を行う業務とする。
- ウ 処分業務は、収集運搬業務によって搬入される上記の感染性廃棄物の中間処理及び最終処分を行う業務とする。

### (4) 収集運搬業務の実施日時等

- ア 収集運搬業務の実施は週5回以上とし、病院の指定する日とする。ただし、病院担当者より連絡のあった場合には、速やかに業務を実施するものとする。なお、実施日については、日曜日、及び年末年始は除く。

イ 収集運搬業務の実施時間は、8時30分から17時15分までの時間内で病院の指定した時間とする。

ウ 感染性廃棄物の積載後は、集積場所内外を清掃し、常に環境衛生の保持に努めるものとする。

(5) 収集運搬の方法

ア 病院の指定場所（感染性廃棄物保管庫）からバイオハザードマークで表示されている専用の梱包容器（プラスチック容器、ダンボール容器）の感染性廃棄物を収集し、特別管理産業廃棄物（感染性）処分業の許可を受けた処分施設まで運搬するものとする。

イ 収集運搬に当たっては、病院担当者の検量後、搬出するものとする。

ウ 本業務に使用する車輌は、関係法令等で定める構造を有する専用車であるものとする。

エ 他の廃棄物とは混載しないものとする。

オ 運搬途中の積替え保管は行わないものとする。但し、やむを得ない事由があるときは許可を有している施設にて適正に積替え保管を行うものとする。

(6) 処分の方法

ア 感染性廃棄物の処分に当たっては、特別管理産業廃棄物（感染性）処分業の許可を受けた者が自ら行うものとする。

イ 感染性廃棄物は、梱包された状態のままで焼却あるいは溶融処理するものとし、焼却あるいは溶融処理後の残渣物は、適法に最終処分地に埋立て処分するものとする。なお、残渣物がない場合はこの限りでない。

ウ 焼却あるいは溶融処理は、適正な性能を有する施設を用いて行うとともに、当該施設周辺の生活環境の保全に支障を生じないように適正に維持管理するものとする。

(7) 作業の完了報告及び確認

ア 作業の完了報告及び確認は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により行うものとし、当該マニフェストの取り扱い方法については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の3に基づき、適正な処理を行うものとする。

イ 病院担当者は、感染性廃棄物を引き渡す際に、廃棄物の種類、量、性状、取り扱い方法等を記載したマニフェストを請負者に交付するものとする。

ウ 請負者は、運搬を終了した日から10日以内に、病院担当者に必要事項を記載したマニフェストB2票を送付するものとする。

エ 請負者は、中間処理を終了した日から10日以内に、病院担当者に必要事項を記載したマニフェストD票を送付するものとする。

オ 請負者は、中間処理産業廃棄物を排出し、処分を委託した場合は、最終処分を確認した日から10日以内に、病院担当者に必要事項を記載したマニフェストE票を送付するものとする。

(8) その他

ア 請負者は、関係法令等に基づいて適正な業務を行うものとする。

イ 前記(2)の梱包容器（プラスチック容器及びダンボール容器でバイオハザードマークの表示があるもの）は請負者の負担とする。また、プラスチック容器専用のペダル式スタンドも請負者の負担とする。

ウ バイオハザードマークシール必要色についても請負者の負担とする。

エ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は請負者の負担とする。

オ 請負者は、収集運搬の際、請負者の責に帰すべき事由により病院の建物・設備等に損害を与えたときは、全て請負者において、その賠償の責を負うものとする。

- カ 請負者は、収集運搬作業に伴い病院又は第三者に損害を与えた場合、業務従事者が業務上の負傷又は死亡した場合、その他一切の行為について、その賠償の責を負うものとする。
- キ 請負者は、処分作業に伴い病院又は第三者に損害を与えた場合には、一切の行為について、その賠償の責を負うものとする。
- ク 許可事項等に変更があった場合は、請負者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出する。
- ケ この仕様書に明記のない事項について疑義を生じた場合は、その都度発注者・請負者間で協議の上解決するものとする。
- コ 請負者は、業務上知り得た機密を他に漏らしてはならない。また、他の目的に使用してはならない。